

## 「北海道とつながるカフェ Facebook ページ」運営要領

### （目的）

第1 この要領は、総合政策部地域創生局地域政策課（以下「地域政策課」という。）が、ソーシャルメディア「Facebook」（以下「Facebook」という。）を利用して行う北海道の移住・定住に関する情報や関係人口創出・拡大に係る北海道の魅力、イベント等に関する投稿、情報発信に関して必要な事項について定める。

### （運営者）

第2 運営者は、地域政策課のほか、同課が委託する事業の受託事業者（以下「運営者」という。）を指定する。

### （投稿内容）

第3 地域政策課及び運営者はFacebookを活用して、公表・公開を前提とする次の情報発信を行う。

- (1) 北海道の移住・定住に関する情報や関係人口創出・拡大に係る北海道の魅力、イベント等の情報ただし、不当に民間の競争を阻害するなど、地域政策課が発信する情報として不適切と認められるものを除く。
  - (2) その他地域政策課移住交流担当課長が適当と認めた情報
- 2 前項の情報発信は、北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課（以下「情報政策課」という。）が定める「北海道ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に十分留意して行うものとする。

### （投稿手続き）

第4 地域政策課投稿者は、次に掲げる事項を確認した上で投稿しなければならない。

- (1) 事前に地域政策課移住交流担当課長の承認を得た上で、職場のタブレット等からログインし投稿すること。
  - (2) 掲載する画像は、記事に関連するものとし、事前に権利関係を確認の上掲載すること。
  - (3) 記事内にホームページアドレスのリンク先を設定する場合は、次の条件を満たすこと。
    - ア 投稿内容に関係するものであること。
    - イ リンク先の内容が公序良俗に反しないものであること。
    - ウ リンクの相手方に事前に了解を得ているものであること。
- 2 運営者本業務処理責任者（以下「業務処理責任者」という。）はあらかじめ投稿できる担当者（以下「運営者投稿者」という。）を定めるものとする。
- 3 運営者投稿者は、次に掲げる手続を踏んだ上で投稿しなければならない。
- (1) 事前に業務処理責任者に投稿内容を報告し、業務処理責任者の承認を得た上で、投稿すること。
  - (2) 掲載する画像は、記事に関連するものとし、事前に権利関係を確認の上掲載すること。
  - (3) 記事内にホームページアドレスのリンク先を設定する場合は、次の条件を満たすこと。
    - ア 投稿内容に関係するものであること。
    - イ リンク先の内容が公序良俗に反しないものであること。
    - ウ リンクの相手方に事前に了解を得ているものであること。

### （セキュリティ対策について）

第5 地域政策課及び運営者は、公式アカウントにログインするためのIDやパスワードなどの利用者情報を、地域政策課及び運営者以外の者に知られることのないよう適切に管理するとともに、定期的に、また地域政策課投稿者及び運営者投稿者に異動があった場合などは随時にパスワードを変更するなど、その管理に細心の注意を払うものとする。

2 地域政策課及び運営者は、道のセキュリティポリシーを遵守し、Facebookを利用するものとする。

### （外部対応について）

第6 運営者は、Facebook の運用に関する考え方を明示するため、地域政策課のホームページ上に運用ポリシーを掲示する。

2 投稿した記事に対するコメントが寄せられた場合は、必要に応じて返信するが、全てのコメントに返信は行わない。

なお、コメントに返信する場合は、地域政策課投稿者については事前に地域政策課移住交流担当課長の承認を得ることとし、運営者投稿者については事前に業務処理責任者の承認を得るものとする。

3 記事に対する誹謗中傷等が寄せられ、又はネット上などで発見した場合は、運営者はすみやかに地域政策課に連絡し、その対応にあたるとともに、個人的な誹謗中傷又は公序良俗に反する投稿については、削除などの必要な措置を講ずるものとする。

4 その他Facebook の運用を通じてトラブルが発生した場合は、ガイドラインの5（トラブルが発生した場合の対応例）に基づき、誤解を招くことのないよう、冷静かつ適時的確に対応するものとする。

（その他）

第7 地域政策課におけるFacebook の利用に関して、この要領に定めのないものについては、ガイドラインによるものとする。

附 則

この要領は令和2年8月27日から施行する。

附 則

この要領は令和3年7月29日から施行する。

附 則

この要領は令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要領は令和5年7月19日から施行する。